

成年後見制度活用支援プログラム

小田原市福祉事務所

小田原市成年後見制度活用支援プログラム実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、小田原市成年後見制度活用支援プログラム（以下、「本プログラム」という。）として、生活保護受給者のうち、高齢者・障害者等で判断能力が不十分な者を対象とし、成年後見制度の活用を支援して行く事により、その世帯の社会的自立を促進する事を目的とする。

第2条（対象者等）

本プログラムは、小田原市において生活保護法の規定による保護を受給している者のうち、高齢者・障害者等で判断能力が不十分で、成年後見制度の活用が必要であると認められる者を対象者とする。

第3条（プログラム内容）

本プログラムの内容等は、次に掲げるものとする。

- (1) 選定 各ケースワーカーは担当世帯のうち、本プログラムの対象となる世帯を選定する。
- (2) 支援 各フローチャート及びマニュアルを基に成年後見制度を活用し、社会的自立に向けて支援する。

第4条（様式）

本プログラムに必要な様式は、別に定めるものとする。

第5条（関係機関との連携等）

本プログラムを実施するにあたっては、対象者・親族に対し、本事業の趣旨の徹底を図るとともに、高齢介護課その他の関係機関との連携に努める事とする。

第6条（施行）

本プログラムは平成20年3月1日より施行する。

<概要>

精神上的の障害（認知症・精神障害・知的障害など）によって判断能力が不十分な方は不動産や預貯金などの財産を管理したり、契約を結んだりする事が難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断が出来ずに契約してしまい、悪徳商法に騙されてしまう恐れもあります。

このような判断能力不十分な方を援助・保護する事を目的とした制度です。なお、判断能力は精神活動に由来するものであり、意思能力の有無や身体の障害とは無関係のものです。

<メリット>

- ・ 本人に身寄りがなく、本人の判断能力も十分でない場合に介護施設の入所手続きや財産管理を代理で行う事を依頼出来る。
- ・ 本人の資産を親族等が故意に消費している場合に財産管理等を後見人に任せる事が出来る。
- ・ 本人が詐欺に遭っても契約を取り消す事が出来る。

<種類>

成年後見制度は大きく分けると下のよう法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

| 成年後見制度 | |
|---|--|
| 法定後見制度 | 任意後見制度 |
| 本人の判断能力が衰えてしまった際に本人に不利益が被る事のないように法定後見人を付けるもの。 | 本人が十分な判断能力があるうちに、将来的に判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見人を選定し、任意後見契約を結ぶもの。 |

この表を見てもらえば分かると思いますが、我々CWが関わるものは基本的には**法定後見制度**となります。

なお、法定後見制度には本人の精神状態で重度なものから後見・保佐・補助の3つに分けられます。

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|------------|------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 対象となる人 | 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある者 | 精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者 | 精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分な者 |
| 鑑定の要否 | 原則として必要 | | 原則として診断書等で可 |
| 申立人 | 本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など | | |
| 申立時本人同意 | 不要 | | 必要 |
| 同意権・取消権の範囲 | 日常生活に関する行為以外の行為 | 原則として民法13条1項所定の行為 | 民法13条1項所定の行為の一部(本人同意が必要) |
| 代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(本人同意が必要) | |

なお、後見の申立てをしても、鑑定や医師の意見によって後見では認められず、保佐になる事などもあるようです。

<手続き>

1. 調査票

用紙の（日常生活動作）欄以下は本人の状態を把握している者（主治医や施設管理者等）が記入。CWが把握出来ていればCW記入でも可。

2. 成年後見制度における市長の審判請求要請書

（要請者）欄は申立てを依頼して来た人に記入させる（病院・施設・ケアマネ・自分では申立てが出来ない親族等）。CWや市関係者名で記入する事は出来ない。（該当者）欄以下は各CW記入で可。

3. 親族関係図

親族調査の結果を元に、本人から二親等以内の親族について作成。なお、家裁の様式でなくても構いません。

4. 同意書

原則二親等以内の親族に対して送付。返答期日を設け、それまでに返信ない場合についてもその旨を親族調査票等に記入。

5. 親族調査票

4の結果について票を作成。続柄、返答内容等を記入。

6. 本人の戸籍謄本及び戸籍附票

公用でOKですので、扶養調査時と同じ様に請求して下さい。なお、本人以外が申し立てる場合は申立人の戸籍謄本1通も必要ですが、市長申立ての場合は必要ありません。

7. 登記されていないことの証明書

東京法務局が発行する後見開始の審判等を受けていない事を証明するものです。「登記されていないことの証明申請書」に必要事項を記入したら、〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局後見登録課 に郵送で申請して下さい。返信用封筒を同封する事を忘れずに！なお、「登記事項証明書」＝「登記されていないことの証明書」と捉えてもらって構わないです。登記されている場合は申立ての必要はありませんので・・・。

8. 診断書

別紙の様式（計4枚）で本人の主治医に記入依頼して下さい。その際、診断書附票の鑑定可否欄で鑑定可との事であれば、後見開始の審理における精神鑑定についても主治医が行う事になります。なお、請求は検診命令で行います。

9. 財産目録

別紙様式に必要事項を記入。本人の資産状況が不明な場合は法第29条調査を行って、ある程度の資産状況を記入していた方が、手続きがスムーズに進むと思います。なお、通帳等や収入状況、負債状況、今後の支払い予定等を把握している場合は挙証資料のコピーも添付する事。

10. 申立書・申立書附票

申立てに至る経緯・目的や、本人の概要等を細かく記入。ケースファイルを元に記入する部分も多いため、ケースファイルの整備を日頃からしておきましょう。

11. 上申書

申立て費用の負担を本人に対して命ずるよう家裁に依頼するもの。最終的には家裁が本人に費用負担を命ずるのか命じないのかを決定する。生保世帯に対しても上申書を提出するのかどうかは各自自治体によってまちまちであるが、小田原市では提出する事で統一する。

小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求事務取扱要領

(平成13年5月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱（平成13年5月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、市長が行う審判の請求に係る事務について必要な事項を定める。

(審判の請求の要請)

第2条 市長に審判の請求を要請しようとする者は、成年後見制度における市長の審判請求要請書（様式第1号）を提出するものとする。

(該当者及びその親族の調査)

第3条 前条の要請を受けたときは、要綱第1条に掲げる法律の規定に基づき後見を必要とする状態にあるもの（以下「該当者」という。）に必要な応じて面談し、または市長に審判の請求を要請しようとする者等より該当者の状態を聞き取りすることにより、調査票（様式第2号）に基づき現状を調査するものとする。

2 親族については、該当者の四親等内の親族の存否を調査するものとし、調査の結果、親族が確認されたときは、当該親族による審判請求を促すとともに該当者と親族の関係もできる限り調査し、虐待又は財産争議の事実等、市長が親族に代わって審判請求すべき事由の有無を調査するものとする。

(医師の診断)

第4条 第2条の要請を受けたときは、該当者の健康状態及び精神状態を確認するため、該当者を受診させ、診断書を提出させるものとする。

(申立書等の作成)

第5条 後見の審判請求をするときは、家庭裁判所の指定する申立書等を作成する。

2 審判請求にあたっては、必要なに応じて、審判請求費用に関する上申書（様式第3号）を家庭裁判所に提出するものとする。

(審判請求費用の求償)

第6条 後見の審判請求により、後見人が選任されたときは、審判費用に要した費用の請求（様式第4号）を当該後見人に通知することにより、費用を求償するものとする。

2 家庭裁判所へ予納した審判請求費用が確定したときは、速やかに調定し、市収入役へ「調定通知書」を送付する。

3 納期限は、後見人等が選任された日から、2月以内とする。

4 納入通知書は後見人等が選任されてから納期末日の30日前までに通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要領の実施について、必要な事項は、福祉健康部長が定める。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

フローチャート

